

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成18年2月28日（火）

社会・援護局 総務課

目 次

(重点事項)	頁
災害対策について -----	1
 (連絡事項)	
1 全国福祉事務所長会議の開催について -----	7
2 共同募金会における不正経理の防止について -----	8
3 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について -----	9
4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 法律について -----	11
 (参考資料)	
1 平成18年度の三位一体改革の概要 -----	13
2 平成18年度予算(案)の概要 -----	14
3 平成18年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係> -----	18

重 点 事 项

災害対策について

(1) 大雪の対応について

昨年12月中旬からの寒波襲来に伴う大雪は、各地で記録的な降雪をもたらしたところであり、新潟県及び長野県において、20年ぶりに雪害による災害救助法の適用がなされたところである。

今般の災害救助法の適用については、平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、除雪が追いつかず、これを放置すれば、住宅の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたことによるものである。今後とも引き続き降雪にご留意していただくとともに、積雪の多い所では、気温の上昇に伴う融雪災害やなだれ等の発生にも注意されたい。各都道府県においては、関係部局及び管内市町村等との連携を強化し、被害状況等の情報収集に努めるとともに、災害救助法の適用等について、遺漏無きよう万全を期されたい。

(2) 災害救助法等の運用について

ア 災害救助に係る実施体制の整備

① 都道府県における体制

都道府県においては、特に次の事項に留意しつつ、職員の参集体制の確保や関係部局の役割の明確化を図り、災害救助法の適用の決定や応急救助の実施方針の策定等を迅速に行われたい。

a 災害救助法の適用の判断に際しては、災害によっては、被害住家数のみに拘泥することなく、特殊な救助の必要性や多数の被災者の生命又は身体に危害が及ぶおそれの有無についても十分考慮すること。なお、市町村の一部の地域において、同様のおそれが生じた場合についても適用されるため、重ねて留意されたいこと。

b 適切な災害救助法の適用が行われるためには、災害発生又はそのおそれがある場合に、速やかに被害状況を把握することが必要であるが、市町村との間の連絡体制が不十分である都道府県が見受けられることから、早急に連絡体制について確認するようにされたいこと。

- c 災害救助法適用後においては、被害状況、法適用状況（救助の程度、方法等）を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、都道府県から厚生労働省に対してもその内容について逐次情報提供すること。
- d 応急救助の実施に際し、指定された学校・集会施設等の避難所では対応できない高齢者や障害者等の特別の配慮を必要とする避難者への対応については、社会福祉施設の空きスペースを福祉避難所として活用したり、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて対応することも可能であるためご留意願いたい。また、多発した自然災害の経験を踏まえ、都道府県においては、災害時に迅速に対応できるよう、事前に関係機関・団体と調整しておくなど体制の整備をされたいこと。なお、こうした対応については、市町村に対しても周知を図られたいこと。
- e 応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけでなく、民間賃貸アパート等を借り上げて対応することも可能であり、被災地域の状況や被災者の意向を勘案し、適切に対応されたいこと。
- f 災害救助法を適用した都道府県においては、救助の一部を市町村に委任することができることとなっているが、応急仮設住宅の設置については、その仕様などで市町村間の均衡に配慮した広域的な調整が必要であるので、委任の内容や方法について、市町村と相談の上で判断するなど慎重を期されたいこと。

② 市町村への助言

災害救助法による応急救助に係わる必要な対応については、特に次の事項に留意しつつ、管内市町村に対し実施体制の整備につき、適切な助言を行われたい。

- a 交通手段や連絡手段の途絶も想定した職員の参集体制や関係機関・施設間の連絡体制を確保すること。
- b 災害救助法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を明確にすること。
- c 災害発生後、混乱した状況下においても的確に把握できる体制を整えるとともに、迅速に都道府県へ報告すること。
- d 避難所の設置場所、及びその管理、運営、備蓄物資の保管場所及び品目、

数量について地震、風水害等各種の災害を想定しつつ、市町村地域防災計画および関係規定の点検を図ること。

- e 高齢者や障害者等の災害時要援護者に対しては、災害時に特別な配慮が必要なことから、具体的な支援が講じられるよう体制整備を図ること。なお、平成17年9月に内閣府に設置された「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」において、要援護者に対する避難所対策として、災害時の福祉避難所の在り方等についても議論されており、平成18年3月に報告書がまとめられる予定であるので、今後の要援護者支援対策の参考にされたいこと。また、その報告書を元に、平成17年3月に報告された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が改訂される予定なので併せて参考にされたいのと、管内市町村に対して周知をお願いします。

③ 災害救助対策事業の活用について

災害救助対策事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、市町村が災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために創設されたものである。

本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上活用されたい。

また、昨今多発している自然災害の経験を教訓として、例えば災害時要援護者支援マニュアルの作成等についても補助対象としているので、ご承知おき願いたい。

(参考) 災害救助対策事業の概要

- セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）
 - ア 実施主体 都道府県
 - イ 補助率 1/2
 - ウ 具体的な内容
 - ① 市町村災害救助関係職員研修会等
 - ・ 研修会、連絡協議会
 - ・ 実務マニュアル等の作成 等

② 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

- ・ リーフレット、パンフレット等の作成
- ・ 災害ボランティアの育成 等

③ その他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業

④ 都道府県担当職員の研修等

都道府県及び指定都市の実務担当者に対し、災害救助法及び災害弔慰金等の支給に関する法律の適正かつ円滑な運用を図るため、全国会議の開催を5月に予定しているので、職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

また、日本赤十字社が実施している災害救助調査研究・研修事業については、調査への協力、研修会への職員派遣等について特段の配慮をお願いしたい。

イ 災害救助基準等

① 一般基準

災害救助法の救助の程度、方法、期間等について、災害救助基準が定められているところである。平成18年度災害救助基準については、消費者物価指数等の変動を勘案し必要な見直しを行う予定であり、詳細については事前にお知らせすることとしているので、関係する規則等の見直しに遺漏のないようお願いしたい。

② 特別基準

災害救助法の救助を実施するにあたっては、基本的には一般基準で対応することとなるが、個々の災害について一般基準で対応が困難な特別な事情がある場合に、特別基準を設定して実施することが可能である。その必要がある場合は、速やかに当室に協議され、災害現場の状況をふまえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

(今年度の例)

- ・ 救助期間の延長、救助単価のアップ 等

ウ 災害弔慰金等

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないのでご留意願いたい。

また、市町村において支給の可否の判断が困難な場合には、必要に応じて有識者等による審査会を設ける等、その認定については慎重を期されたい。

旅行先等で被災された方の支給認定については、これらの方が居住されていた市町村が行うこととなるが、その際、被災地の自治体と居住されている自治体との間で連絡を密に取られるよう、管内市町村に対して周知願いたい。

② 災害援護資金

災害援護資金の貸付に際しては、被災者生活再建支援制度など被災者に対し、その生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供に留意されたい。

また、貸付金の償還状況管理の一環として、被災者に対する貸付総額が一定規模以上の場合については、国に対して定期的な報告を求める体制整備の検討をしているところであるので、決まり次第連絡するのでご留意願いたい。

(3) 災害義援金について

平成16年度以降、台風、豪雨、地震の災害が続き、全国から被災者に対し多くの義援金が寄せられた。

義援金は、慰謝激励の見舞金の性格を持つものであり、一義的には被災者の当面の生活を支えるものと位置付けられており、被災者のニーズに沿ったものであることが必要である。また、配分に関しては迅速性が求められている。

これらのことを踏まえ、義援金の取扱いについては、地域防災計画を策定する際の参考となるよう「義援金取扱いのガイドライン」（平成10年8月7日社援企第20号厚生省社会・援護局企画課長、同保護課長通知）を示しているところであるが、これらを参考とし、今後とも、適切な実施に配慮いただくようお願いする。

(参考) 平成17年度に災害救助法を適用した災害 (平成18年2月現在)

災害名	都道府県	適用市町村数	適用日	適用時の被害状況
台風14号	東京都	中野区 杉並区	9月4日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号)
	山口県	岩国市 美川町	9月6日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号)
	高知県	四万十市	9月6日	・住家に多数の被害が生じたこと。 (施行令第1条第1項第1号)
	宮崎県	宮崎市 他12市町村	9月6日	・住家に多数の被害が生じたこと。 ・多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、食品の給与等に特殊な補給方法が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第1号、第2号、第4号)
	鹿児島県	垂水市	9月4日	・多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、食品の給与等に特殊な補給方法が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第4号)
平成17年度 雪害	新潟県	十日町市 他10市町	1月6日	・多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、被災者の救出に特殊な技術が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第4号)
			1月8日	
1月11日				
1月13日				
長野県	飯山市 他7市町村	1月7日	・多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、被災者の救出に特殊な技術が必要となったこと。 (施行令第1条第1項第4号)	
		1月12日		

連 絡 事 項

1 全国福祉事務所長会議の開催について

福祉事務所の運営に関しては、平成17年度から導入された自立支援プログラムの活用など、生活保護の適正化が大きな課題となっているところである。

このような現下の状況にかんがみ、全国の福祉事務所長による情報共有・意見交換等を図るため、5月中旬に全国福祉事務所長会議（仮称）の開催を予定している。（詳細については追って通知する。）

（参考）

全国福祉事務所長会議日程

- ・開催日時 平成18年5月15日（月） 13：00～
- ・場 所 メルパルクホール（東京都港区芝公園2-5-20）

2 共同募金会における不正経理の防止について

平成17年11月に発覚した社会福祉法人岐阜県共同募金会における不正経理については、経理担当者に出納業務を一任し、内部牽制が行われていなかったことが原因と考えられる。

このような事件が発生したことは、共同募金会の運営経費が寄附金から拠出されていることにかんがみれば甚だ遺憾であり、各自治体におかれては、共同募金会所管課と法人監査所管課が連携を密にし、不正事件の防止に特段のご配意願いたい。

3 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について

厚生労働大臣表彰の実施にあたっては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等種々のご協力を賜っているところであるが、例年、表彰状や受賞者名簿において氏名等の誤りが発見されている。各自治体には数回の氏名等確認をお願いしているところであるが、受賞者にとって一生に一度の記念すべき表彰において、このような誤りが生じることのないよう、今後とも事務処理に万全を期されたい。

平成18年度については、これまでの表彰区分に加え、共同募金運動が60回を迎えることから、共同募金運動奉仕者及び団体を対象とした特別表彰を実施する予定であり、実施要領の見直しを進めているところである。

なお、推薦調書提出期限についての変更は行わないことから、各表彰区分ごとの様式に基づき、平成18年7月31日までに提出いただくよう特段のご協力をお願いする。

(参考)

1. 平成18年度全国社会福祉大会日程

- ・開催日 平成18年11月10日(金)
- ・場 所 日比谷公会堂(東京都千代田区日比谷公園内)

2. 共同募金運動奉仕者及び奉仕団体の特別表彰実施要領(案)

1 趣旨

この表彰は、共同募金運動発足後の節目に当たり、これまで共同募金運動の推進のため、共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体として率先して活動を行っている者又は団体であって、その功績が特に顕著であると認められるものに対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体としてその功績が顕著であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 共同募金運動の推進のための奉仕者として、過去30年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のもの。
- (2) 共同募金運動の推進のための奉仕者として、過去20年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のものであって、その活動が他の模範となる

もの。

(3) 共同募金運動の推進のための奉仕団体として、過去20年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のもの。

3 被表彰候補者の推薦

(1) 都道府県知事等は、2に該当するものがあるときは、別紙様式5-1(2の(3))については別紙様式5-2)により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書(推薦順位を付すること。)を作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出すること。

(2) 2に該当するもので、過去において褒章条例による藍綬褒章又は黄綬褒章を受けたもの及び社会福祉事業功労者として厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

4 表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

社会・援護局長

社会・援護局総務課長

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に関する施策のうち厚生労働省所管分の取りまとめ窓口は、当課が担当しているので改めてお知らせするとともに、併せて都道府県内の関係部局等に対してもご周知願いたい。

① 国民保護救援基準の改定

平成18年度国民保護救援基準については、災害救助基準と整合性を図りながら改訂作業を行う予定であるが、詳細については事前にお知らせすることとしているのでご留意願いたい。

② 国民保護（救援）関連対策事業

国民保護法の「救援」体制を整備することを目的として、平成17年度より「国民保護の救援に関するマニュアル作成事業」をセーフティネット支援対策等事業費補助金の事業の対象としているところであるため、積極的な活用をされたい。

（参考）国民保護（救援）関連対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）

- ・実施主体 都道府県、指定都市
- ・補助率 1/2
- ・具体的な内容

国民保護の救援に関するマニュアル作成事業

武力攻撃事態等における救援を円滑に実施できる体制整備を図るため、都道府県および指定都市が、管内市区町村が国民保護計画等を作成する上で、参考となる救援に関するマニュアルを作成する。

③ 国民保護訓練について

平成17年度から、指定した都道府県において、国と地方が共同して国民保護訓練を実施しているところであるが、平成18年度における訓練の詳細については今後決定される予定であるので、ご留意願いたい。

④ 国民保護救援関連活動資機材整備事業について

日本赤十字社においては、NBC（N：NUCLEAR「核」、B：BIOLOGICAL「生物」、C：CHEMICAL「化学」）災害や放射能汚染事故等が発生した場合に、救援活動を行うため、平成17年度より5カ年で、本社・支部において、救護班に除染機能付きエアテントや防護服等を整備しているところであるため、ご承知おき願いたい。

(参考) 国民保護救援関連活動資機材整備事業の概要

○除染機能付きエアテント

NBC災害時に被災地域から搬送されてきた被災者の体から、汚染された衣服を脱がし、身体等に付着した有害物資を取り除く（除染）ための資機材。

○防護服

救護員本人が直接汚染された空気に触れることで感染する一次感染、救護する際に有害物資に汚染された被災者から感染する二次感染を防止するためのもの。

○自動体外式除細動器

NBC災害等の混乱時により、心肺停止等の危険に陥った住民に微電流によるショックを与えることで、救命措置を行う機器。

参 考 资 料

1 平成18年度の三位一体改革について

- ・平成17年11月30日に政府・与党間で合意。
- ・12月1日に国と地方の協議の場に提示、了解。

政府・与党合意(抄)

1. 国庫補助負担金の改革について

(2)各分野

ロ. 社会保障

児童扶養手当(3/4→1/3)、児童手当(2/3→1/3)、施設整備費及び施設介護給付費等について、国庫補助負担金の改革及び税源移譲を実施する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国(政府・与党)と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

ハ. 施設費

建設国債対象経費である施設費については、地方案にも配慮し、以下の国庫補助負担金を税源移譲の対象とする。その際には、廃止・減額分の5割の割合で税源移譲を行うものとする。また、上記の施設費について廃止・減額し、税源移譲を行う場合には、関連する運営費等の経常的経費についても併せて見直しを行う。

厚生労働省関係の国庫補助金改革

- 児童扶養手当 ▲1,805億円
(3/4 → 1/3)
- 児童手当 ▲1,578億円
(2/3 → 1/3)
- 施設整備費とこれと一体の措置 ▲1,800億円
 - 施設整備費 ▲500億円
 - 施設介護給付費 ▲1,300億円
 - (国25% 都道府県12.5% → 国20% 都道府県17.5%)
- その他 ▲109億円

合計 ▲5,292億円

2 平成18年度予算(案)の概要

社会・援護局(社会)

平成18年度予算額(案)	2,124,930	百万円
平成17年度予算額	2,038,865	百万円
差引額	86,065	百万円

(対前年度伸率 4.2%)

I 自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施

生活保護受給者の実情に応じた自立・就労支援のため、福祉事務所やハローワーク等との連携を図りつつ、自立支援プログラムの導入を一層推進するなど、引き続き適正化を進める。

1 生活保護費 2,046,077百万円

(1) 生活保護費負担金 2,016,578百万円

○ 生活保護基準の見直し

・生活扶助費

国民の消費動向や社会経済状況などを総合的に勘案し、前年度同額とする。

・老齢加算の段階的廃止(最終年)

平成16年度から3年計画(平成18年度で廃止)

・母子加算等生活扶助基準の見直し(2年目)

16~18歳の子どものみを養育するひとり親世帯について、母子加算の支給額を平成17年度からの3年間で段階的に廃止する。また、多人数(4人以上)世帯の生活扶助基準額については平成17年度からの3年間で適正化を図る。

(2) 保護施設事務費負担金 27,299百万円

(3) 生活保護指導監査委託費 2,200百万円

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金 15,000百万円

(1) 自立支援プログラムの着実な推進

生活保護受給者の就労自立（就労による経済的自立）、日常生活自立（日常生活において自立した生活を送ること）及び社会生活自立（地域社会の一員として充実した生活を送ること）を目指す「自立支援プログラム」の導入を一層推進し、福祉事務所等が行う多様かつ重層的なメニューの整備に対する支援を行う。

○ ハローワーク等との連携

- ・ ハローワークにおける生活保護受給者のための就労支援コーディネーター及び早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）の拡充

996百万円
(職業安定局で計上)

就労支援コーディネーター 100人 → 175人
就職支援ナビゲーター 67人 → 105人

- ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施

561百万円
(職業能力開発局で計上)

(2) 地域福祉の増進

地域社会の支えを必要とする要援護者を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等の充実を図る。

II 社会福祉施設等に対する支援

1 社会福祉施設の整備

9,400百万円

社会福祉施設等施設整備費については、障害者関連施設や保護施設等の整備を対象とすることとし、障害者関連施設については、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域移行や就労支援に必要な「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」等の日中活動の場や「障害者支援施設」の整備を図ることとしており、これらの整備の着実な推進を図る。

(注) 公立施設分については地方公共団体へ移譲(11億円)

- ・ 隣保館、生活館、ホームレス自立支援センターについては、地方改善施設整備費で対応
- ・ 平成17年度に保健衛生施設整備費により対応していた「精神障害者社会復帰施設」を補助対象

2 独立行政法人福祉医療機構

(1) 貸付事業等

ア 貸付枠の確保

○資金交付額	4,197億円
・ 福祉貸付	2,064億円
・ 医療貸付	2,133億円

イ 貸付条件の改善

○福祉貸付

- ・ アスベスト対策に係る融資条件の緩和(平成17年度から実施)
- ・ 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の緩和等

○医療貸付

- ・ アスベスト対策に係る融資条件の緩和(平成17年度から実施)
- ・ 耐震改修に係る特例貸付の継続(現行制度と同様の取扱い)

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 24,885百万円

Ⅲ 福祉に携わる人材の資質の向上等

1 中央福祉人材センター運営事業費	59百万円
2 福祉人材確保推進事業	(セーフティネット支援対策等事業費補助金 15,000百万円の内数)
3 福祉サービスの第三者評価推進事業	(セーフティネット支援対策等事業費補助金 15,000百万円の内数)

4	運営適正化委員会における苦情解決事業	〔セーフティネット支援対策等事業費 補助金 15,000百万円の内数〕	
5	福利厚生センター運営事業費		163百万円
6	社会事業学校経営委託費		475百万円
7	社会福祉職員研修センター経営委託費		55百万円

IV ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進

〔セーフティネット支援対策等事業費
補助金 15,000百万円の内数〕

○ 自立支援事業等の実施

ホームレスの自立を支援するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や総合相談推進事業等を実施する。

V 自殺予防対策の推進

○ 電話による自殺予防相談関連事業の実施 81百万円

「いのちの電話」において、フリーダイヤルによる相談の実施や相談員の研修などを行う。

3 平成18年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	所管	備考
4月				
5月	全国福祉事務所長会議 福祉人材センター全国連絡会議 災害救助法施行事務担当者全国会議	メルパルクホール 東京都 厚生労働省	総務課 福祉基盤課 総務課	5月15日 5月24日～25日 5月下旬
6月				
7月	生活保護担当ケースワーカー全国研修会	東京都	保護課	7月上旬
8月	全国生活保護査察指導員研究協議会	東京都	指導監査室	8月23日～25日
9月	第25回全国社会福祉施設経営者大会 全国社会福祉研修実施機関代表者連絡会議	愛知県 神奈川県	福祉基盤課 福祉基盤課	9月11日～12日 9月13日～14日
10月	共同募金運動 第75回全国民生委員児童委員大会	全国 徳島県	総務課 地域福祉課	10月～12月 10月26日～27日
11月	第15回全国ボランティアフェスティバルぐんま 平成18年度全国社会福祉大会	群馬県 日比谷公会堂	地域福祉課 総務課	11月3日～4日 11月10日
12月	いのちの電話フリーダイヤル週間		地域福祉課	12月1日～7日
1月	全国厚生労働関係部局長会議 第19回社会福祉士・介護福祉士国家試験(筆記試験)	厚生労働省 全国各会場	厚生労働省 福祉基盤課	1月下旬 1月下旬
2月				
3月	社会・援護局関係主管課長及び障害保健福祉関係主管課長会議 生活保護関係全国係長会議 第19回介護福祉士国家試験(実技試験)	厚生労働省 厚生労働省 全国各会場	書記室 保護課 福祉基盤課	3月上旬 3月上旬 3月上旬